

# 役員に対する報酬等の支給の基準の変更について

## 1. 人事院勧告を踏まえた手当に関する変更

- ① 平成26年11月に成立した「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」において、平成26年8月7付けの人事院勧告に鑑み、指定職俸給表の適用を受ける職員の勤勉手当が引き上げられたことを踏まえ、独立行政法人における役員の期末特別手当についても、国家公務員に準じた検討を行い必要な措置を講ずるもの。

国立女性教育会館

## 関係法令等

### ○特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)

#### 第七条の二

内閣総理大臣等(秘書官を除く。)の地域手当、通勤手当及び期末手当の支給については、一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例による。ただし、一般職給与法第十九条の四第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百四十」と、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百七十」とし、同条第五項において人事院規則で定めることとされている事項については、政令で定めるものとする。

### ○独立行政法人通則法(平成十一年七月十六日法律第百三号)(抄)

#### (役員の報酬等)

#### 第五十二条

2 特定独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国家公務員の給与、民間企業の役員の報酬等、当該特定独立行政法人の業務の実績及び中期計画の第三十条第二項第三号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。

第五十三条 主務大臣は、前条第二項の規定による届出があつたときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。

2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、主務大臣に対し、意見を申し出ることができる。

#### (準用)

第六十二条 第五十二条及び第五十三条の規定は、特定独立行政法人以外の独立行政法人の役員の報酬等について準用する。この場合において、第五十二条第三項中「実績及び中期計画の第三十条第二項第三号の人件費の見積り」とあるのは、「実績」と読み替えるものとする。

独立行政法人国立女性教育会館 役員給与規程 新旧対照表

・変更部分は赤字で下線。

変 更 後 (平成26年11月25日付け)	変 更 前
<p>第1条～第6条 (略)</p> <p>(期末特別手当)</p> <p>第7条</p> <p>1 (略)</p> <p>2 期末特別手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した常勤の役員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において当該役員が受けるべき本給及び広域異動手当の月額並びに本給及び広域異動手当の月額に100分の20を乗じて得た額並びに本給の月額に100分の25を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては<u>100分の155</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 6箇月 100分の100</p> <p>二 5箇月以上6箇月未満 100分の80</p> <p>三 3箇月以上5箇月未満 100分の60</p> <p>四 3箇月未満 100分の30</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第8条～第13条 (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成26年11月25日から施行とし、平成26年11月19日から適用する。</u></p>	<p>第1条～第6条 (略)</p> <p>(期末特別手当)</p> <p>第7条</p> <p>1 (略)</p> <p>2 期末特別手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した常勤の役員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において当該役員が受けるべき本給及び広域異動手当の月額並びに本給及び広域異動手当の月額に100分の20を乗じて得た額並びに本給の月額に100分の25を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては<u>100分の140</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の155</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 6箇月 100分の100</p> <p>二 5箇月以上6箇月未満 100分の80</p> <p>三 3箇月以上5箇月未満 100分の60</p> <p>四 3箇月未満 100分の30</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第8条～第13条 (略)</p>